

日薬業発第492号  
令和2年3月27日

都道府県薬剤師会  
学校薬剤師担当役員 殿

日本薬剤師会  
担当副会長 乾 英 夫

新型コロナウイルス感染症への対応について（学校薬剤師編：その2）

平素より本会学校薬剤師部会活動にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応に関連し、文部科学省より「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」（令和2年3月24日付け元文科初第1780号文部科学事務次官通知）が、各都道府県及び各指定都市の教育委員会教育長宛に通知されました。当該通知には、「（中略）各学校におかれては、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策及び学校医や学校薬剤師等と連携した保健管理体制の整備など、万全の感染症対策を講じた上で、新学期を始める準備を行っていただくようお願いします」との記載があり、下記ガイドラインⅠ、Ⅱが添付されています。さらに、教育活動の再開等に伴う検討に資する目的で、同省が3月26日付けでQ&Aを作成、公表しましたので、併せてお送りいたします。このQ&Aの間8の換気の項にも「必要に応じて学校薬剤師と相談してください」との記載がありますので、各担当校からの問い合わせ対応の際に活用いただきますよう、貴会学校薬剤師会員をはじめとする関係者への周知について、ご高配のほどお願い申し上げます。

なお、換気に関しては、放課時間ごとに窓側・廊下側の全窓を10分程度開放すること、授業時間中も窓側・廊下側の一部を開け、学校環境衛生基準である二酸化炭素濃度が1,500ppmを上回らないような換気状態を保つことを、指導・助言いただくようお願いいたします。

また、3月24日に開催された、新型コロナウイルス対応に関する医療関係団体及び厚生労働省による協議会にて、本会の山本会長より、児童、生徒への感染予防知識の啓発に対しては学校薬剤師の積極的な活用を図っていただきたいとの意見を述べてまいりましたことを申し添えます。